

大阪市規則第73号

大阪市生野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市生野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第153号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第4条関係） [略] 安心まちづくり担当課長 企画調整担当課長 [略]	別表（第4条関係） [同左] 安心まちづくり担当課長 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。